ページ	誤	正
P3	第3節 周南市行動計画の作成及び改定 新型コロナは、令和2年(2020年)1月に 国内で最初に感染者が確認されて以降複数 の感染の波をもたらし、ウイルスの変いて、の感染の 感染の放應をもたらし、対抗大しいいて、 の表に、の未曽有の感染症危機者等、感感 での大路でのは、 医療関係が進められ、同様者になるまった。 を取るのはではでは、 がての5類感染症に位置があまれる。 生超に令和6年(2024年)7月、新型コロナ対応」とい う。)の経験を踏まえ、政府行動計画が、 令和7年(2025年)3月に県子町計画が、 令和7年(2025年)3月に県基づいたの生命 を行うこととなった。 を行うこととなっれ、 を行うこととなっれ、 を行うこととなっれ、 を行うこととなっれ、 を行うこととなっれ、 を行うこととなった。 及び健康はきく影響を受けることとなった。 及び健康はきく影響を受けることとなった。 た。	第3節 周南市行動計画の作成及び改定 新型コロナは、令和2年(2020年)1月複製コロナは、令和2年(2020年)1月複数との地で最初に感染者が確認されて以降異とのをもた。ウイルスの変とした。の感染の規模は拡大していての規模においてのの規模をでは、国民のののののののののののののののののののののののののののののののののののの
P15	【県】 県は、特措法及び感染症法に基づく措置 の実施主体としての中心的な役割を担って おり、国の基本的対処方針に基づき、地域 における医療提供体制の確保やまん延防止 に関し的確な判断と対応が求められること から、実際の新型インフルエンザ等の県内 発生時には、 <u>県対く策本部</u> により県の対処 方針を決定し、感染状況等に応じて必要な 対策を総合的に推進する。	【県】 県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められることから、実際の新型インフルエンザ等の県内発生時には、 <u>県対策本部</u> により県の対処方針を決定し、感染状況等に応じて必要な対策を総合的に推進する。
P56	3-1-1. 心身への影響に関する施策 市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル*予防、いの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。	3-1-1. 心身への影響に関する施策 市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル*予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。